

知立市税条例等の一部改正

問 固定資産税改正の内容は。

答 中小企業を対象に、設備投資を促進するため、わがまち特例を導入。市が自主的に作成した計画に基づき設備投資した場合、課税標準の割合を特例で決める事ができるようにした。3年間の集中期間に、労働生産性が3%上がることを要件にゼロにする。

問 計画策定の状況は。

答 市は、導入促進基本計画を現在策定中。3年間で50件の適用が目標。計画があることで加算、優先され、国の交付税措置は減税分の75%ある。

問 ぜひ進めるべきだが、市内企業の反応や税収への影響は。

答 問合せは、市と商工会に各1件。50件を目指す。影響は、新たな内容なので見込み困難。

問 個人市民税の改正と目的は。

答 様々な働き方を支援するため、給与所得控除、公的年金控除額を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げで、結果として従前どおりである。ただし、高額所得者で上がる人もいる。

知立市都市計画税条例の一部改正

問 都市再生特別措置法に規定する都市再生推進法人とは。改正の内容は。

答 現在、該当法人はないが、地域のまちづくりを担う法人で、市が指定するもの。低未利用地を集約し、まちのにぎわいを創出するマネージメントを行う。その法人が協定に基づき整備する土地に係る都市計画税を3分の2にする。軽減措置の適用は、協定が10年以上なら5年間。

知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

問 条例改正の趣旨は。

答 放課後児童クラブの支援員で教員免許状を有していたもので、教育職員免許法の改正で10年ごとの更新が義務となったが、手続きしなかった場合も、支援員として認めるなどの改正。

知立市手数料条例の一部改正

問 介護保険法の一部改正では、一定所得以上の人は、8月から3割負担が導入される。総合事業についても、併せて同様の措置をとるが、一定所得以上とは。

答 3割負担になる人は、合計所得額が220万円以上、年金とそ

他の合計所得金額が340万円以上の人。現在、2割負担の利用者はサービスA 60名、サービスC 169名で、3割負担になる人は、全国見込みの3%より当市は多いと予測される。

平成30年度知立市一般会計補正予算

問 観光費の不動産鑑定委託料48万5千円の内容は。

答 弘法山公園の駐車場用地について、現在借地だが地主の都合で買取り要望が出た。駐車場は必要なので購入の考え。そのため不動産の鑑定を行うもの。

問 購入した際、駐車場の舗装整備や、料金徴収施設設置の考えはあるか。

答 舗装する必要はある。料金徴収施設はまだ考えていない。



問 地域生活支援事業21万4千円の内容は。

答 外見で分からない障がい等のある人が、周囲に助けを求めヘルプマークを県から1千枚購入、無料配布する事業。7月20日から福祉課窓口で配布する。

問 道徳教育地域支援事業講師報償金12万円の内容は。

答 道徳教育の教材、進め方等教師が研修を受けるための外部講師の謝礼で、2人、各4回分である。実施校は南中学校、外国人を含めた道徳教育の視点も入れ、授業を見ての指導も受ける。

問 生活保護システム改修委託料321万9千円の内容は。

答 今年10月から生活扶助費や児童養育費が3年間で5%引き下げられる。高校生への加算が増えるものもあり、制度改正にあわせシステムを改修する。30年度の受給者は合計309世帯、1人世帯は278世帯。影響額は現時点分からない。